

第 4 編 關係條例

1 災害派遣手当に関する条例

平成 18 年 3 月 24 日
条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号。以下「令」という。)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)の災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第 2 条 災害派遣手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて砥部町内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、令第 19 条の規定により総務大臣が定める災害派遣手当の額の基準に規定する額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が砥部町内に到着した日から起算し、砥部町外へ出発した日までの期間とする。

(支給方法)

第 3 条 災害派遣手当の支給方法は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 砥部町国民保護対策本部及び砥部町緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、砥部町国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び砥部町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、砥部町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 砥部町国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 24 日
条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、砥部町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償については、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年砥部町条例第 41 号)の定めるところによる。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年砥部町条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略